



今号のポイント IN THIS ISSUE

巻頭特集 | 10/1施行のカスハラ防止措置義務——いま備えるべき「4つの対応」を解説

事務所報 | ネット風評被害、削除を実現した実際の解決事例をご紹介します

実務コラム | 事業承継サポート開始/裁量労働制「乱用」への警鐘

FEATURE / 巻頭特集

10月1日施行「カスハラ防止措置義務」への備え

2026
10/1
義務化スタート

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。本年10月1日より、**従業員を一人でも雇用するすべての企業**に「カスハラ防止のための措置義務」が課されます（2025年改正 労働施策総合推進法）。企業規模による猶予はありません。これはカスハラ自体を禁止する法律ではなく、企業に「防止のための体制づくり」を義務づけるものです。

無料プレゼント

カスハラ初動マニュアル



企業に求められる4つの措置

①

方針の明確化と周知

会社としての方針を定め、全従業員へ周知する

②

相談体制の整備

相談窓口を設けるなど、相談できる体制をつくる

③

迅速・適切な対応

被害が生じた際に、迅速かつ適切に対応する

④

不利益取扱いの禁止

相談した従業員への不利益な取扱いを禁止する

SEMINAR / 開催予定セミナーのご案内

お気軽にご参加ください

会場開催

社会保険労務士様向け

2026.7.28（火）18:00～19:00

外国人雇用の実務セミナー

講師：弁護士 岡井 裕夢

- ・在留資格と不法就労助長罪のリスク
- ・労働条件の適用と均等待遇
- ・異文化コミュニケーションとハラスメント予防
- ・解雇・退職時の実務と帰国対応

会場：銀座ユニーク貸会議室5丁目店
（東銀座駅 徒歩1分）

受講料：2,000円（顧問先様は無料）
定員 先着16名・締切 7/24(金)

お申込み：弊所HP・FAX 03-6226-5097・QRコード



オンライン配信

介護・福祉業界向け

2026.9.3（木）13:00～14:00

事例で学ぶ！

介護・福祉業界のカスハラ対策と現場の守り方

講師：弁護士 西村 珠瑛

- ・カスハラの定義と判断基準
- ・介護・福祉業界で生じやすいカスハラの特徴と発生原因
- ・現場を守るためのカスハラ防止策
- ・カスハラが生じたときの対応のポイント
- ・介護業界における応諾義務とカスハラ対応の両立ライン

受講料：無料

お申込み：

弊所HP・FAX03-6226-5097

QRコード（お申込みいただいた方にはURLをお送りいたします。）



口コミやSNSへの投稿による被害が増えています。まずは慌てず、証拠を残して早く動くこと。初動の要点と、当所の実際の解決事例をご紹介します。

なぜ、放置してはいけないのか

たった一つの投稿が、長年かけて築いた信用を一瞬で崩すことがあります。だからこそ、早期の対応が重要です。

- ▶ **企業価値の毀損を防ぐ** 築いたブランドと信頼が、投稿一つで大きく損なわれることがあります。
- ▶ **採用コストを無駄にしない** 多額をかけた採用も、悪評の口コミ一つで応募が激減し台無しに。
- ▶ **従業員の離職を防ぐ** 誹謗中傷は従業員の士気を下げ、退職につながることもあります。

風評被害対策 サポートページ



よくあるご質問

Q. もう拡散してしまいました。今からでも消せますか？

A. 諦める必要はありません。削除に加え、発信者情報開示による抑止も検討します。まずは投稿の証拠を保全することが第一歩です。

Q. 削除するためには、どのような条件が必要ですか？

A. 口コミサイトの利用規約に違反していること、または名誉毀損や業務妨害に該当するような事情が必要です。名誉毀損に該当することを理由に削除するケースが多いかと思います。

Q. 「感想・意見」のような投稿でも削除できますか？

A. 意見・論評は原則として保護されますが、侮辱的な表現や品位を欠く表現は、名誉感情の侵害等として対応できる場合があります。

Q. 削除が認められない場合、打つ手はないのでしょうか？

A. 口コミの記載に、他の閲覧者が納得するような形で返信をすることも効果的です。感情的にならずに効果的な返信をする方法は、弁護士にご相談いただきたい事項です。

Q. 相手が匿名です。投稿者を特定できますか？

A. 発信者情報開示命令（2022年施行）で特定を目指せる場合があります。通信ログの保存期間の関係で、早期の対応が鍵になります。

Q. 費用や期間はどのくらいかかりますか？

A. 手続の種類や争点により異なります。期間については概ね1か月～2か月程度で削除されるケースが多いです。最初に見込みと概算をご説明します。

Q. 会社ではなく、社長個人が中傷されています。対応できますか？

A. 個人に対する名誉毀損・侮辱も対象です。法人・個人いずれの被害についても、法的構成を整理して対応いたします。

Q. 削除できても、また書き込まれないか不安です。

A. 再投稿には、発信者の特定・警告に加え、悪質な場合の刑事告訴や損害賠償請求など、抑止策を組み合わせ対応します。

▶ 気になる投稿にお心当たりがあれば、まずはお気軽にお声がけください。

REPORT 02

事業承継サービスのご案内

弊所では、新たに「事業承継サポート」を開始しました。経営者の高齢化や後継者不在を背景に、円滑な事業の引き継ぎは多くの企業にとって喫緊の課題です。親族内承継・従業員承継・M&Aといった各方式に応じ、株式の移転や経営権の整理、関連する契約面の論点まで、法務の視点から一貫してご支援します。近年は特にM&Aのご相談を多くいただいております。なかでも買い手側の支援を得意として、デューデリジェンスから契約交渉まで、リスクを見据えた実務的なお力添えが可能です。

承継を考え始めたら、まず確認する5つのこと

- ☐ 後継者は決まっているか（親族／従業員／M&A）
- ☐ 自社株の評価額と分散状況を把握しているか
- ☐ 個人保証・担保の引き継ぎを整理したか
- ☐ 承継の期限（経営者の年齢・体調）を見据えているか
- ☐ 「いつ・誰に・どう渡すか」を言語化できているか



▶ 早く動くほど選べる手段は増えます。事業承継・M&Aもお気軽にお声がけください。

LAWYER'S COLUMN

裁量労働制の乱用について

今年4月の日本成長戦略会議において、高市首相が現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえた「裁量労働制」の見直しを指示しました。もっとも、同制度は便利さと引き換えに長時間労働を招きやすいため、経済界が対象業務の拡大を求める一方、労働者側は名ばかりの裁量の下で時間外労働が常態化することを警戒しており、対象業務の拡大をめぐる労使の対立が続いています。

「裁量労働制」とは、業務遂行が大幅に労働者の裁量に委ねられる一定の業務について、労働時間の計算を実労働時間ではなく労使協定で定めた“みなし労働時間”によることを認める制度です。2026年6月現在の対象は①専門業務型（研究開発、デザイナー、M&Aアドバイザーなど20業種）、②企画業務型のみに限定され、厳格な導入要件が法定されています。

同制度は労働時間管理の一例外規定にすぎず、「休憩」「深夜業」「休日」などの規定は適用されます。したがって深夜労働や休日労働には割増賃金が必要であり、みなし労働時間が法定8時間を超える場合は、裁量労働手当の支給など何らかの措置が必要です。

この機会に、自社の運用を点検しませんか。

裁量労働制は、適切に導入・運用されてこそ、労使双方に利益をもたらす制度です。①対象業務への該当、②労使協定・決議・本人同意などの手続、③みなし労働時間と実態の乖離、④深夜・休日の割増賃金、⑤健康・福祉確保措置——これらを一ずつ確認することが、乱用防止の第一歩です。自社の運用点検やご不安な点は、どうぞお気軽に弊所へご相談ください。



【弁護士たちってこんな人！？ 業務以外の下半期の抱負を聞いてみました！】



森 大輔

代表弁護士

下半期の目標は、日本ハムファイターズの優勝を願って球場に最低3回は応援に行くこと！福岡出身の私は、いつの間にか同郷の新庄剛志監督を応援するように。選手の育て方やマネジメントには、現代の企業における部下指導にも通じるヒントが詰まっています。批判のかわし方もまた見事。つい球場へ足を運びたくなるのです。



杉浦 友亮

弁護士

AIの話題を聞かない日がない昨今、私も気が向いたときにはAIに触るよう心がけています。少し前からAIでゲームを作ることにハマリ中。イメージをAIに伝えながら試行錯誤して創る過程は、限界に触れつつも思いがけない発想が出てきて刺激的。今後はゲームだけでなく、自分専用の便利なアプリ制作にも挑戦したいです。



岡井 裕夢

弁護士

今年下半期は、ゴルフでの自己ベスト更新を目指します。先日初めて80台に手が届きそうなラウンドを経験し、大きな手応えを実感。あの感覚を「実力として」出せるよう、特にコースマネジメントを意識したい。ゴルフと仕事は通じるもので、ゴルフが好調なときは仕事も自然と前向きに回っていきます。心身ともに全力で。



梅津 恵里

弁護士

上半期は「春には新競技に挑戦！」と宣言したものの、結局何も始められず…。ただ、親戚の子ども達と公園へ行き、逆上がりが余裕でできたことで一瞬だけ自信を回復。しかし一緒に走り回るうちにこちらだけ先にバテて体力の衰えを痛感…。下半期はウォーキングでも散歩でもいいので、とにかく日常的に体を動かし、健康第一で過ごします。



井上 佳子

弁護士

AIに「人間としてどんな1日を過ごしたい？」と尋ねたら、「朝は光と空気を感じ、午前は本の手触りと偶然の出会いを楽しみ、昼は誰かと食事して笑い声を分かち合い、夕方は美しい景色に触れ、夜は静かに感謝を胸に眠りたい」と回答され、同感でした。私も、日常の美しさ愛する心豊かな日々を重ねていきたいです。（写真は田植えの時のもの）



西村 珠瑛

弁護士

弁護士2年目に突入しました。下半期は「体を動かす」を目標に。早速、再来週はサイクリングへ。ただ、ここだけの話、私は自転車に乗れません。小学生の頃は縦横無尽に駆け巡っていたのに、体がもう何も覚えていない…。タンデム（2人乗り）の後方に乗せてもらう予定です。目標は「体を動かす」。応援お願いいたします。

GOURMET 孤独すぎるグルメコーナー

第1弾 | 品川駅・横須賀線ホーム「常盤軒」(立ち食い蕎麦)

携帯の中を見ていると、どこに発信するでもなく撮りだめた数々のグルメ写真が眠っていたので、この『孤独すぎるグルメコーナー』を新しく始めてみました。第一弾は、品川駅の横須賀線ホームにある「常盤軒」という立ち食い蕎麦屋さん。天ぷらが汁に溶け込んだときの塩つけがちょうどよく、味濃めのとても美味しい蕎麦です。食券を買ってから1〜2分で出てくる、忙しい移動時間にぴったりのご馳走です。



MY GOLF JOURNEY

森代表のゴルフ紀行

文・代表弁護士 森 大輔

今回は、福岡県北九州市にある若松ゴルフ倶楽部に行ってきました。このコースは高校の同級生たちもメンバーになっているコースです。そして、このコースはなかなかの難所で、たまに行くくらいでは攻略が難しいのと、なぜかここにくるとショットが曲がるのです。海の近くというのは関係ないと思いますが、このコースに来ると練習しなきゃなと思い知らされるコースです。スコアの方ですが、、大台叩いて帰ってきました。次回頑張ります（笑）。



残念ながらこの日は雨でした